

## Management Information

## 連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

## 第 2 部 病院会計制度概論

## 第 11 章 キャッシュ・フロー計算書の作成

貸借対照表と損益計算書は、会計のもっとも重要な財務諸表であり、最低限理解しなくてはならない財務諸表である。しかし、現在この 2 つと同様に重要な財務諸表がキャッシュ・フロー計算書である。キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュ・フローと呼ばれる、資金の動きを表現した財務諸表であり、現在ではこのキャッシュ・フローを理解することが、経営者・実務者の必須となっている。そして、医療機関においても、資金を管理し、健全な病院経営をおこなうことが強くもとめられるようになってきた。ここでは、簡単なキャッシュ・フロー計算書を作成する。

## 11-1 間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成 1

さて、ここでキャッシュ・フロー計算書を実際を作成する。

間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成は、基本的に期首（前期末）の貸借対照表と期末貸借対照表を比較することで作成することになる。そして、資産・負債・純資産（資本）の各項目の増減を比較することで、キャッシュの動きを把握して、それにいくつかの修正を加えることで、キャッシュ・フロー計算書を作成する。

そこで、ここではキャッシュ・フロー計算書作成のための精算表を用いることとする。

## 11-1-1 キャッシュの増減の仕組み

さて、まずキャッシュの増減の仕組みを理解する。間接法は、期首と期末の貸借対照表を比較することで作成する方法であるから、資産・負債・純資産（資本）の各項目と現金預金の関係を理解しなくてはならない。これを貸借対照表等式から考えてみる。貸借対照表等式は、資産と負債・純資産（資本）の関係を式で表したもので、貸借対照表の構造を示したものである。

貸借対照表等式：資産＝負債＋純資産（資本）

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

介護職員  
処遇改善

2024 年度介護報酬が改定されます。そのタイミングに合わせて、介護職員の処遇改善が行われます。

介護現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行います。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

現行

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.7%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	10.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	5.5%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	6.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	4.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.4%

改定後

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	24.5%	(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	22.4%	(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	18.2%	(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	14.5%	(新設)

高齢者人口が増加する中、介護職員の人手不足が深刻化しています。少しでも人材不足が解消されることを期待します。

(出典：令和 6 年 1 月 22 日 社会保障審議会 介護給付費分科会 (第 239 回) 資料 1 (厚生労働省))